

茨木市自立支援教育訓練給付金支給要綱

(目的)

第1 この要綱は、教育訓練講座を受講する母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を支給し、もって母子家庭又は父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2 訓練給付金の支給対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に児童（20歳に満たないものをいう。）を扶養しているものをいう。以下同じ。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

なお、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものに係る受給要件については、(1)の規定は適用しない。ただし、指定を受けた教育訓練受講中に児童が20歳に到達した場合は、講座の受講修了までは対象者に含めるものとする。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発第0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム策定等の支援を受けている者であること。
- (2) 教育訓練講座を受講することが適職に就くために必要であると認められること。
- (3) 以前に訓練給付金を受給していないこと。

(対象講座)

第3 訓練給付金の支給対象となる教育訓練講座は、次に掲げる講座のうち第6の規定により市長の承認を受けた講座（以下「対象講座」という。）とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びその他市長が特に認めた講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びその他市長が特に認めた講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びその他市長が特に認めた講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

（以下「指定教育訓練」という。）

(支給額等)

第4 訓練給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（第3第1号及び第2号の講座を受講する者） 受給資格者が対象講座の受講のために入学料及び受講料並びに教材費として支払った費用（第7第1項第5号において「教育訓練経費」という。）の60パーセントを乗じて得た額とする。ただし、その60パーセントを乗じて得た額が200,000円を超える場合の支給額は200,000円とし、12,000円に満たない場合は、訓練給付金の支給は行わない。
- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者（(3)に掲げる者を除く。）） 受給資格者が対象講座の受講のために入学料及び受講料並びに教材費として支払った費用（第7第1項第5号において「教育訓練経費」という。）に60パーセントを乗じて得た額とする。ただし、その額が修学年数に400,000円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に400,000円を乗じて得た額（上限1,600,000円。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合2,000,000円を超えるときは、2,000,000円）とし、12,000円に満たない場合は、訓練給付金の支給は行わない。
- (3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者）（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む）者に限る。） 受給資格者が対象講座の受講のために入学料及び受講料並びに教材費として支払った費用（第7第1項第5号において「教育訓練経費」という。）に85パーセントを乗じて得た額とする。ただし、その額が修学年数に600,000円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に600,000円を乗じて得た額（上限2,400,000円。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合3,000,000円を超えるときは、3,000,000円。）とし、12,000円に満たない場合は、訓練給付金の支給は行わない。
- (4) 受講開始日現在において前各号以外の受給資格者 前各号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受ける一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額とする。ただし、その額が12,000円を超えない場合は、訓練給付金の支給は行わない。

令和6年8月29日までに修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、

なお従前の例によることとする。

(事前相談の実施)

第5 第6に規定する講座の承認申請に際しては、母子家庭の母又は父子家庭の父からの事前相談を実施する。

2 市長は、当該母子家庭の母又は父子家庭の父から第2に掲げる支給要件について聴取等を行い、受給資格者であるかどうかを確認する。

3 市長は、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験、技能、取得資格等を把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られるかなど支給の必要性について確認する。また、受講開始から受講終了までの間に、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に必要な生活支援、就業支援等のメニューを適切に組み合わせて支援できるよう、寄り添い型の支援を行う。

4 市長は、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が受講しようとする講座が、第3に掲げる講座かどうかを確認する。

5 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合は、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介する。

(受講講座の承認等)

第6 市長の承認を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について茨木市自立支援教育訓練給付受講対象講座承認申請書(様式第1号)を受講開始日までに提出し、あらかじめ講座の承認を受けなければならない。ただし、市長が受講開始前に申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、第3各号に掲げる講座であるかどうか等を審査し、適当と認めたものについて茨木市自立支援教育訓練給付受講対象講座承認通知書(様式第2号。以下「対象講座承認通知書」という。)により申請者に通知する。なお、訓練給付金の支給方法について第9の規定を適用する場合は、その旨を通知する。

3 市長は、前項の規定による審査を行うときは、本人の意向も踏まえつつ、受講する講座が当該母子家庭の母又は父子家庭の父を適職に就かせる観点から適当であるかも含め審査を行うものとする。

(訓練給付金の支給申請等)

第7 訓練給付金の支給を受けようとする者は、茨木市自立支援教育訓練給付金支給申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。ただし、公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む)。

以下同じ。)によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 当該申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

(3) 対象講座承認通知書

(4) その施設の修了認定基準に基づいて、教育訓練施設の長が受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書若しくは受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書(第9によって支給する場合に限る。)

(5) 受講者本人が支払った教育訓練経費について教育訓練施設の長が発行した領収書

(6) 教育訓練給付金の支給を受ける者にあつては、教育訓練給付金支給決定通知書

2 前項の規定による申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。なお、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(訓練給付金の支給決定)

第8 市長は、第7の規定により申請があつたときは、当該申請者が支給要件に該当しているかを審査し、適当と認めたものについて、茨木市自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

(訓練給付金の支給方法の特例)

第9 訓練給付金の支給について、支給単位期間(雇用保険法施行規則第101条の2の13第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)ごとの支給を決定するものとする。その場合、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書(雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。)の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その支給方法を決定すること。(第4第2項に規定する者に対する支給に限る。)

(訓練給付金の追加支給申請等)

第10 訓練給付金の追加支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した後に、茨木市自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加支給用)(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 当該申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
 - (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）
 - (3) その施設の修了認定基準に基づいて、教育訓練施設の長が受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
 - (4) 受講者本人が支払った教育訓練経費について教育訓練施設の長が発行した領収書
 - (5) 教育訓練給付金の支給を受ける者にあつては、教育訓練給付金支給決定通知書
 - (6) 当該申請書が資格の取得をしたことを証明する書類
- 2 前項の規定による申請は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から起算して30日以内に行わなければならない。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

（訓練給付金の追加支給決定）

第11 市長は、第10の規定により申請があつたときは、当該申請者が支給要件に該当しているかを審査し、適当と認めたものについて、茨木市自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

（市長の指示）

第12 市長は、訓練給付金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成17年5月30日から実施し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成19年10月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第4の規定は、この要綱の実施の日以後に教育訓練を開始した支給対象者について適用し、この要綱の実施の前日に教育訓練を開始した支給対象者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年6月14日から実施し、平成25年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市母子家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市自立支援教育訓練給付金支給要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月17日から実施し、平成28年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市自立支援教育訓練給付金支給要綱第4の規定は、平成28年4月1日現在教育訓練講座を受講している給付対象者及び同日以後に教育訓練講座を受講を開始した支給対象者について適用し、同日前に教育訓練講座を受講を修了した支給対象者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市自立支援教育訓練給付金支給要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月11日から実施し、平成29年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市自立支援教育訓練給付金支給要綱の規定は、平成29年4月1日現在教育訓練講座を受講している給付対象者及び同日以後に教育訓練講座を受講を開始した支給対象者について適用し、同日前に教育訓練講座を受講を

修了した支給対象者については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市自立支援教育訓練給付金支給要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、平成30年8月31日から実施し、平成30年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月27日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月21日から実施し、平成31年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市自立支援教育訓練給付金支給要綱第4の規定は、平成31年4月1日現在教育訓練講座を受講している給付対象者及び同日以後に教育訓練講座の受講を開始した支給対象者について適用し、同日前に教育訓練講座の受講を修了した支給対象者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市自立支援教育訓練給付金支給要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月18日（次項において「実施日」という。）から実施し、令和元年7月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。ただし、第4の改正規定は、令和元年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 適用日以後実施日までの間において行った給付金支給申請手続は、この要綱による改正後の第7の規定により行ったものとみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月25日（次項において「実施日」という。）から実施し、令和3年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。ただし、第7の改正規定は、令和3年7月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 適用日以後実施日までの間において行った給付金支給申請手続は、この要綱による改正後の第7の規定により行ったものとみなす。

- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市自立支援教育訓練給付金支給要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年5月10日から実施し、令和4年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市自立支援教育訓練給付金支給要綱第4の規定は、令和4年4月1日現在教育訓練講座を受講している給付対象者及び同日以後に教育訓練講座を受講を開始した支給対象者について適用し、同日前に教育訓練講座を受講を修了した支給対象者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市自立支援教育訓練給付金支給要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年9月12日から実施し、令和6年8月30日から適用する。
(経過措置)
- 2 適用日以後実施日までの間において行った給付金支給申請手続は、この要綱による改正後の規定により行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から実施し、令和6年10月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月29日から実施し、令和8年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 適用日以後実施日までの間において行った給付金支給申請手続は、この要綱による改正後の規定により行ったものとみなす。

茨木市自立支援教育訓練給付金受講対象講座承認申請書

年 月 日

（申請先）茨木市長

氏名 _____

自立支援教育訓練給付の対象講座について、次のとおり申請します。

氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
個人番号			
住 所	(〒 -)	電話 () -	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
所要費用 (予定)	入学料 円	受講料 円	教材費 円 合計 円
公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において 雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある ・ ない		
過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある ・ ない		
准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定の有無	准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定が ある ・ ない		
(備 考)			
			No.

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
- 2 支給額は、入学料及び受講料の合計額の60パーセント相当額（一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、上限200,000円。専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に400,000円を乗じた額ですが、限度額は1,600,000円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の限度額は2,000,000円）です。雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給者については、その額から一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 承認申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の承認後、承認教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設から受講修了証明を受け、受講修了日後に、茨木市自立支援教育訓練給付金支給申請書に添付書類を付けて支給申請を行うことが必要です。

茨木市自立支援教育訓練給付金受講対象講座承認通知書

年 月 日

様

茨木市長



年 月 日付け申請のありました自立支援教育訓練給付受講対象講座を、次のとおり承認します。

No. ー

教育訓練施設の名称						
教育訓練講座の名称						
教育訓練の期間	年 月 日 ~			年 月 日		
	(受講開始日)					
所要費用 (予定)	入学料	円	受講料	円	教材費	円
					合計	円
支給方法						
(上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載) ※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。						

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
- 2 支給額は、入学料及び受講料の合計額の60パーセント相当額（一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、上限200,000円。専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に400,000円を乗じた額ですが、限度額は1,600,000円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の限度額は2,000,000円）です。雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給者については、その額から一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき支給付額を算定します。
- 4 受講対象講座の承認後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了日後に、茨木市自立支援教育訓練給付金支給申請書及びこの通知の写しを含む添付書類を付けて支給申請手続を行ってください。なお、支給方法欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。

茨木市自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

（申請先）茨木市長

氏名 _____

自立支援教育訓練給付金の支給を次のとおり申請します。

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
			(歳)
個人番号			
住所	(〒 -)	電話 ()	-
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
うち支給単位期間	うち 年 月 日 ~ 年 月 日 (初日) (末日)		
所要費用	入学料 円 受講料 円	教材費 円	合計 円
雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
払込先金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
(備考)			
	No. -		

(注意)

支給申請期間は、受講修了日(特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内(支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内)です。

茨木市自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

年 月 日

（申請先）茨木市長

氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を次のとおり申請します。

氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
個人番号				
住所	(〒 -)		電話 () -	
教育訓練施設の名称				
教育訓練講座の名称				
教育訓練の期間	年 月 日 ~		年 月 日 (受講開始日) (受講修了日)	
資格取得年月日	年 月 日	取得資格名称		
就職等年月日	年 月 日	就職等先名称		
事業主の証明	就業先住所		就業先電話番号	
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する 年 月 日 事業主氏名 (法人の時は名称・代表者氏名)			
所要費用	入学料 円	受講料 円	教材費 円	合計 円
雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円	自立支援教育訓練給付金の受給額	円	
払込先金融機関	金融機関名		口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名		口座番号	
	口座名義 (フリガナ)			
(備考)				
	No. -			

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。
- 2 資格取得年月日・取得資格名称欄については、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）を添付してください。
- 3 就職等年月日・就職等先名称欄については、就職等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。

茨木市自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

年 月 日

様

茨木市長



年 月 日付け申請の自立支援教育訓練給付金は、次のとおり支給します。

No. —

教育訓練施設の名称	
教育訓練講座の名称	
教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)
所要費用	入学料 円 受講料 円 教材費 円 合計 円
支給決定額	円()